

大阪府合唱連盟規約

第1章 総 則

- 第1条 本連盟は大阪府合唱連盟と称する。
第2条 本連盟の所在地を大阪市北区中之島2丁目3-18 朝日新聞大阪本社内とする。

第2章 目的および事業

- 第3条 本連盟は合唱音楽の普及発展をはかり、地域文化に寄与することを目的とする。
第4条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. コンクールおよび合唱祭の開催
2. 合唱音楽に関する講習会、研究会の開催
3. 合唱指導者の育成
4. 一般社団法人全日本合唱連盟、関西合唱連盟との連携事業
5. その他適当と認められた事業

第3章 組 織

- 第5条 本連盟はおもに大阪府内におけるジュニア、中学校、高校、大学、職場、一般、おかあさんの7部会のいずれかに属する合唱団、および総会で承認された個人会員をもって組織する。ただし、合唱団は一団体をもって一団体会員とする。小中一貫校、中高一貫校、その他の一貫校の場合は、構成する合唱団員の最高学府の部会に属するものとする。小学生のみの構成の場合は、ジュニア部会に属する。
第6条 団体会員は別に定める年会費を毎年4月末日までに納入する。個人会員は免除する。
第7条 新入団体会員は理事会の承認を経たうえで、入会申込書に別に定める入会金および年会費を添えて申し込むことを要する。

第4章 役 員

- 第8条 本連盟に下記の役員をおく。
理事長 1名
副理事長 若干名
個人理事 総会で承認された個人会員
団体理事 7部会に属する合唱団より若干名
監 事 2名以上 3名以内
第9条 理事長は、本連盟を代表し、その運営を統轄する。副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるときは代理する。理事は理事会を構成し、本連盟の運営を審議し、会務の遂行に当たる。監事は会計を監査する。
第10条 理事長、副理事長は個人理事の中から理事会で選任する。理事は会員総会において選任する。監事は総会において選任する。理事が兼務することはできない。
第11条 役員の任期は2年とする。ただし再任はさまたげない。役員の欠員などにより、任期期間中に新たな役員を選任した場合は、その任期は残る期間とする。

第5章 名誉会長、会長、顧問

- 第12条 本連盟に名誉会長、会長、顧問をおくことができる。
第13条 名誉会長、会長、顧問は、理事会の決定により理事長が委嘱、解任する。

第6章 主事、主事補

- 第14条 本連盟に主事、主事補をおくことができる。
第15条 主事、主事補は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
第16条 主事、主事補は、理事長および理事会の決定に従い、連盟の業務を遂行する。

第7章 事務局

- 第17条 事務局長1名を、個人理事の中から、理事会の決議により選任する。また、事務局次長を、個人理事の中から、理事会の決議により選任することができる。
第18条 本連盟に事務局専任職員（以下専任職員とする）をおくことができる。また、専任職員は有給とすることができる。
第19条 事務局は若干名の理事、および主事、主事補、専任職員で構成する。
第20条 事務局長は、本連盟の事務を総括し、事務代表者となる。

第8章 会 議

- 第21条 定例時総会は毎年1回4月に開催し、臨時総会は原則として理事会の承認を経て、理事長が随時招集する。
第22条 理事会は、理事長が随時招集する。
第23条 総会には次の事項を付議する。
1. 規約の改定
2. 個人会員の承認
3. 役員の選任
4. 事業計画および報告
5. 予算および決算の承認
6. 会費の改定
7. その他重要な事項

- 第24条 本連盟には総会・理事会のほか次の会議を置く。
・事務局会議
・各種委員会

第9章 会議における決議の要件

- 第25条 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開催することができない。
第26条 総会の決議は規約の改定をのぞき、過半数以上の賛成で成立する。
第27条 理事会の決議は、出席理事の過半数以上の賛成で成立する。

第10章 会 計

- 第28条 本連盟の経費は会費、補助金そのほかによって支弁する。
第29条 本連盟の会計年度は毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。
第30条 第8章第24条の会議において、会議費を支出することができる。

第11章 賛助会員

- 第31条 本連盟の活動に賛同し、協力していただける個人をもって賛助会員とする。
第32条 新入賛助会員は理事会の承認を経たうえで、入会申込書に別に定める年会費を添えて申し込むことを要する。

第12章 規約の改定

- 第33条 本連盟の規約改定は総会において行う。
第34条 本連盟の規約改定は、会員総数の3分の2以上の賛成を要する。

第13章 付 則

- 第35条 本規約の施行に必要な細則は別に理事会で定める。
第36条 本規約は昭和38年(1963年)4月20日より施行する。
第37条 昭和48年(1973年)4月18日一部改定
昭和59年(1984年)4月8日一部改定
昭和61年(1986年)4月5日一部改定
平成5年(1993年)4月10日一部改定
平成7年(1995年)4月15日一部改定
平成10年(1998年)2月28日一部改定
平成14年(2002年)4月6日一部改定
平成20年(2008年)4月12日一部改定
平成22年(2010年)4月10日一部改定
平成24年(2012年)4月14日一部改定
平成27年(2015年)4月11日一部改定
平成29年(2017年)4月9日一部改定
平成30年(2018年)4月14日一部改定
令和2年(2020年)4月11日一部改定
第38条 本規約は令和6年(2024年)4月13日改定施行する。

細 則 (平成30年(2018年)4月14日改定施行)

- 第1条 会員の年会費は、本連盟運営費に全日本合唱連盟正会員費負担金およびハーモニー購買義務冊数費を加算したものである。本連盟運営費は次の通りとする。
1. ジュニア部会に属する合唱団 3,000円
2. 中学校部会に属する合唱団 2,500円
3. 高校部会に属する合唱団 3,000円
4. 大学部会に属する合唱団
団員数が39名以下の場合 3,000円
団員数が40名以上の場合 7,000円
ただし、人数は前年度の実績による。
5. その他の部会に属する合唱団 12,000円
第2条 入会金は1,000円とする。
ただし、ジュニア部会、中学校部会、高校部会に属する合唱団については免除することができる。なお、本規約の適用は平成14年度(2002年度)以降加盟の団体に限るものとする。
第3条 個人会員候補（自薦を含む）、団体理事候補（自薦を含む）の推薦をしようとする者は、定例総会の2週間前までに理事長まで届けるところ。
第4条 賛助会員費は年間5,000円とする。
第5条 年会費等の減免は理事会で決議する。

一般社団法人全日本合唱連盟との関連規約

- 第1条 本連盟の理事長は、一般社団法人全日本合唱連盟正会員、関西合唱連盟の常任理事となる。
第2条 一般社団法人全日本合唱連盟に対する規定の正会員費は、毎年6月30日までに、一般社団法人全日本合唱連盟に納入する。